

# 平成28年度 行政不服審査会の活動状況

## 目次

<b>I 諮問・答申の状況</b> .....	1
1 諮問・答申の概況.....	1
2 新規諮問事件の状況.....	1
(1) 審査関係人等の状況.....	1
①審査庁（府省庁単位）.....	1
②審査請求人.....	2
③参加人.....	2
④処分庁.....	2
(2) 諮問月別諮問件数.....	2
(3) 審査請求から諮問までの期間.....	3
3 調査審議及び答申の状況.....	4
(1) 部会開催回数.....	4
(2) 調査審議における各種手続の実施状況.....	4
(3) 平成28年度に答申した諮問事件の調査審議期間及び部会開催回数.....	4
(4) 答申例.....	5
(5) 答申における付言等の実績.....	5
<b>II 審査会の運営等</b> .....	6
1 総会（運営会議）の開催状況.....	6
2 各府省庁（審査庁）に対する諮問手続の説明会等.....	6
3 その他.....	6
(1) 地方公共団体向け説明会及び意見交換の実施.....	6
(2) 行政不服審査交流会への参加.....	7
(3) 「よくあるお問合せ」の公表.....	7
<参考資料>.....	8



# Ⅰ 諮問・答申の状況

## 1 諮問・答申の概況

平成28年4月1日、新しい行政不服審査法（平成26年法律第68号）が施行され、同法67条の規定に基づき、行政不服審査会（以下「当審査会」という。）が設置された。当審査会は、同法の対象となる同日以降にされた処分又は同日以降にされた申請に対する不作為に係る審査請求のうち、国の行政機関が審査庁となるものについて、同法43条に基づく諮問を受けることとされた（他方、同法附則3条の規定により、同法の施行前にされた処分又は施行前にされた申請に係る不作為については、なお従前の例によることとされた。）。

初年度である平成28年度は、11月28日に同法に基づく初めての諮問がされ、同年度末までの諮問は13件であった。これに対し、当審査会が、平成28年度中に行った答申は6件であり、うち、審査庁の判断を妥当としたものが4件、妥当でないとしたものが2件であった。

また、平成28年度末時点で、当審査会において調査審議中の件数は7件であった。なお、平成28年度は、中間答申及び諮問取下げの実績はなかった。

表1 諮問件数、答申件数等の実績（平成28年度）

	前年度繰越件数 (a)	新規諮問件数 (b)	合計 (a+b)	答申件数(c)				取下げ件数 (d)	合計 (c+d)	翌年度繰越件数
				審査庁の判断を妥当としたもの	審査庁の判断を一部妥当でないとしたもの	審査庁の判断を妥当でないとしたもの	その他			
平成28年度	—	13	13	6	4	0	2	0	6	7
累計	—	13	—	6	4	0	2	0	6	—

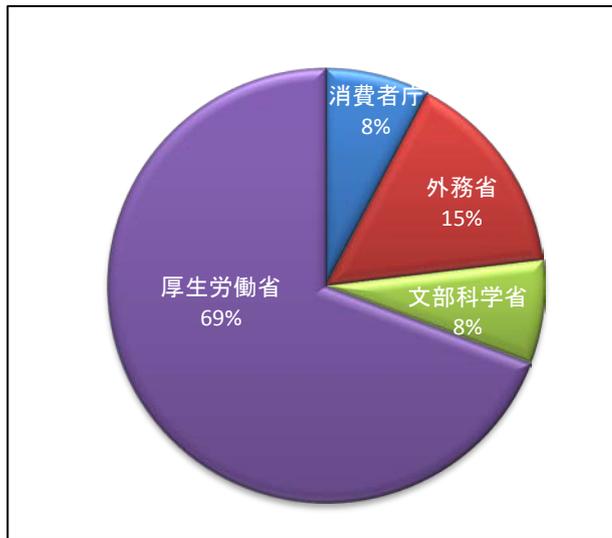
## 2 新規諮問事件の状況

### (1) 審査関係人等の状況

#### ① 審査庁（府省庁単位）

平成28年度の新規諮問事件について、審査庁（府省庁単位）別に見た場合、図1のとおりであった。最も多いのは厚生労働省の9件であり、全体の約69%を占めている。

図1 新規諮問事件の審査庁（府省庁単位）別件数（平成28年度）



## ②審査請求人

平成28年度の新規諮問事件について、審査請求人の属性別に見た場合、全て処分の名宛人（個人によるものが12件、法人によるものが1件）による諮問事件であり、処分の名宛人以外の者からの諮問事件はなかった。

このうち、代理人（法定代理人を除く。）によってされた諮問事件は、2件（約15%）で、代理人が個人であるもの、法人であるものがそれぞれ1件であった。

## ③参加人

平成28年度の新規諮問事件について、参加人が参加していた諮問事件はなかった。

## ④処分庁

平成28年度の新規諮問事件について、処分庁（機関単位）の属性別に見た場合、処分庁が審査庁と同じ国の行政機関（大臣等）であるものが3件、審査庁の下級行政庁（地方支分部局等）が3件、地方公共団体の機関<sup>1</sup>が7件であった。

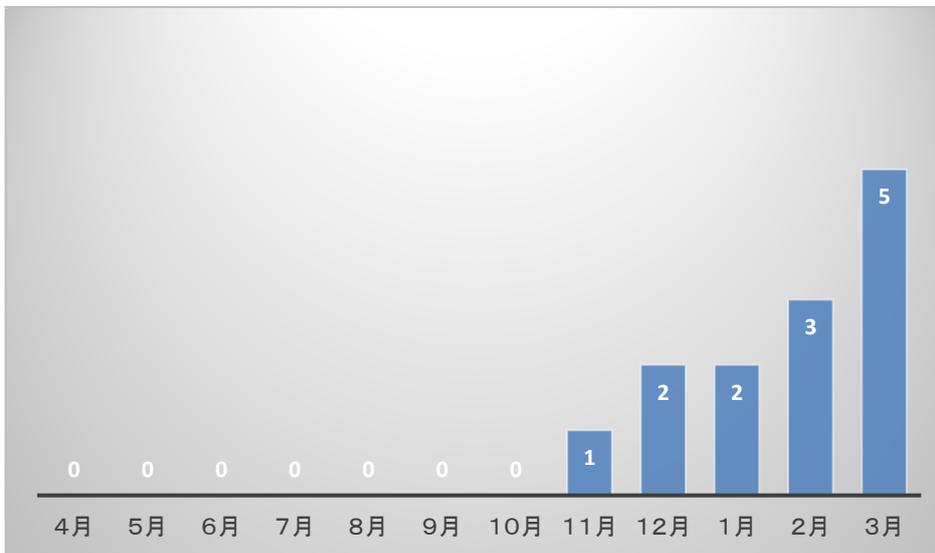
## （2）諮問月別諮問件数

平成28年度の新規諮問事件について、諮問された月別に見ると、図2のとおりであった。<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 法令に特別の定めがある場合には、地方公共団体の機関が行った処分等であっても、国の行政機関が審査庁となり、当審査会に諮問される場合がある。（例：法定受託事務に係る処分等について地方自治法255条の2第1項）

<sup>2</sup> 冒頭に記載のとおり、平成28年度は行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行初年度であり、平成28年4月以降の処分等のみが対象となる。

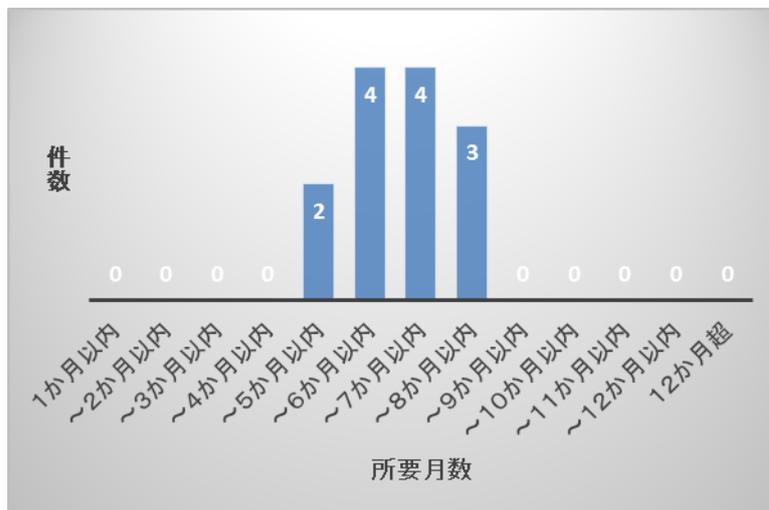
図2 新規諮問事件の諮問月別分布（平成28年度）



(3) 審査請求から諮問までの期間

平成28年度の新規諮問事件について、審査請求年月日<sup>3</sup>から当審査会に諮問されるまでの期間を月単位で見ると、図3のとおりであった。最も多いのは、5か月超6か月以内及び6か月超7か月以内の4件である。

図3 諮問までの所要月数の分布（平成28年度新規諮問事件）



<sup>3</sup> 審査庁から提出された諮問書別紙に記載された「審査請求年月日」をいう。

### 3 調査審議及び答申の状況

平成28年度の諮問事件（前年度繰越事件<sup>4</sup>及び新規諮問事件をいう。以下同じ。）に係る調査審議及び答申の状況は、以下のとおりであった。

#### （1）部会開催回数

平成28年12月7日以降、各部会が順次開催され、平成28年度の各部会の開催回数は、第1部会が8回、第2部会が2回、第3部会が8回であった。

#### （2）調査審議における各種手続の実施状況

調査審議における各種手続の実施状況については、表2のとおりであった。平成28年度は、行政不服審査会運営規則13条に基づき、審査関係人に対して口頭での説明を求め、聴取した諮問事件が1件あった。

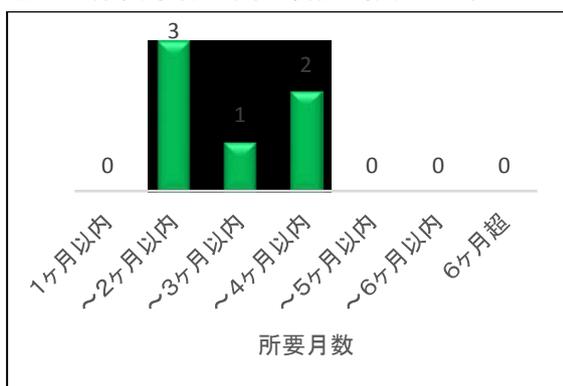
表2 調査審議における各種手続の実施状況（平成28年度）

実施した手続	参考人陳述	鑑定	口頭意見陳述	閲覧等	口頭説明の求め
事件数	0	0	0	0	1

#### （3）平成28年度に答申した諮問事件の調査審議期間及び部会開催回数

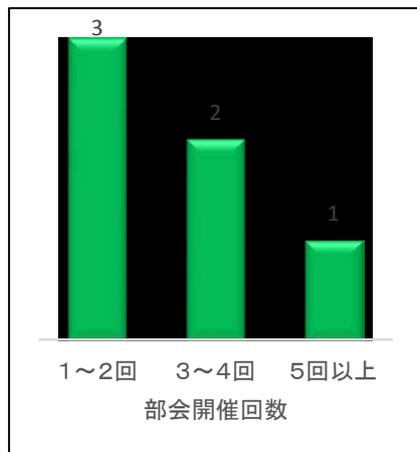
平成28年度に答申した諮問事件について、調査審議期間（答申までの所要月数）の分布は図4、部会開催回数の分布は図5のとおりであった。1件当たりの平均調査審議期間は1.8月、平均部会開催回数は3.3回である。

図4 諮問事件の調査審議期間の分布（平成28年度に答申したもの）



<sup>4</sup> 平成28年度は行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行初年度であるため、前年度繰越事件は存在しない。

図5 諮問事件の部会開催回数の分布（平成28年度に答申したもの）



#### （4）答申例

平成28年度の答申は、表1にもあるとおり、審査庁の判断を妥当としたものが4件、妥当でないとしたものが2件であった。（答申の内容については以下のURLを参照。）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin.html)

なお、審査庁の判断が妥当でないとした答申は表3のとおりであった。

表3 審査庁の判断が妥当でないとした答申

答申番号	答申日	審査庁	原処分の概要
平成28年度 答申第1号	平成29年 2月24日	文部科学大臣	高等学校等就学支援金の支給に関する法律4条に基づく受給資格の認定申請に対する却下処分
平成28年度 答申第6号	平成29年 3月31日	厚生労働大臣	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法4条の規定に基づく特別弔慰金の請求に対する却下処分

#### （5）答申における付言等の実績

当審査会では、答申において、審査庁又は処分庁における当該答申に係る処分根拠法令の運用が不適切であると考えられた場合や、行政不服審査法に基づく審理手続等が不当であると考えられた場合等について、その改善を求める観点から、問題点を指摘し、必要な措置について付言を行うことがある。

平成28年度の答申では、1件の答申（平成28年度答申第2号）において付言が付された。<sup>5</sup>

<sup>5</sup> ここでは、「付言」の項目を立てている答申についてのみ記載しているが、それ以外にも、「付言」の項目を立てずに付言と類似の内容に言及した答申がある。

## II 審査会の運営等

### 1 総会（運営会議）の開催状況

平成28年度は、委員全員で構成される総会（運営会議）を8回開催し、当審査会の運用等について議論を行った。また、その議論の結果を踏まえ、より円滑な運用が可能となるよう、行政不服審査会運営規則を4回にわたって改正した。

表4 総会（運営会議）の開催実績

	開催日	主な議題等
第1回	平成28年4月1日	(高市総務大臣による冒頭挨拶) ・会長の互選、会長代理の指名 ・部会に属すべき委員及び部会長の指名 ・行政不服審査会運営規則の審議
第2回	平成28年4月25日	・行政不服審査会運営規則の改正
第3回	平成28年5月23日	・行政不服審査会の役割と答申の在り方 (フリーディスカッション)
第4回	平成28年7月15日	・証拠書類等の取扱いについて (フリーディスカッション)
第5回 (持ち回り開催)	平成28年8月9日	・行政不服審査会運営規則の改正
第6回	平成28年9月13日	・事務局からの報告
第7回	平成28年11月2日	・行政不服審査会運営規則の改正
第8回	平成29年1月12日	・行政不服審査会運営規則の改正

### 2 各府省庁（審査庁）に対する諮問手続の説明会等

平成28年度は、行政不服審査会運営規則で規定している諮問手続等の詳細について、各府省庁の担当者を集めた説明会を、行政管理局と合同で2回開催した。

加えて、当審査会事務局から各府省庁の行政不服審査法等担当者宛に、事務連絡を2回発出（うち1回は行政管理局との連名）し、これらの取組を通じて、当審査会への諮問手続や当審査会の調査審議における留意点を各府省庁に周知した。

### 3 その他

#### (1) 地方公共団体向け説明会及び意見交換の実施

平成28年6月8日、当審査会事務局は、行政管理局と合同で、地方公共団体向け説明会を開催した。

また、平成29年2月～3月にかけて、当審査会事務局は、行政管理局と合同で、

12の地方公共団体の担当者と、当該地方公共団体における審理手続や第三者機関の運用等について意見交換を行った。

(2) 行政不服審査交流会への参加

平成28年12月8日に一般財団法人行政管理研究センターが主催する行政不服審査交流会が開催され、市村会長、伊藤委員、小早川委員が発起人に名を連ねた。また、当日は、市村会長が開会の挨拶を、大橋委員が意見・情報交換の司会を、それぞれ務めた。

(3) 「よくあるお問合せ」の公表

これまでに決定された当審査会の運営事項のうち、各府省庁や審査請求人等の審査関係人にあらかじめ周知しておくことが望ましい内容について、ホームページに「よくあるお問合せ」(FAQ)として掲載した。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/fufukushinsa/faq.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/faq.html)

以 上

<参考資料>

○行政不服審査会委員名簿（平成28年度）

部会	役職	委員	
第1部会	会長 部会長(常勤)	市村 陽典	元仙台高等裁判所長官
	委員	小幡 純子	上智大学大学院法学研究科(法科大学院)教授
	委員	中山 ひとみ	弁護士
第2部会	部会長(常勤)	戸谷 博子	元明治大学法科大学院特任教授
	委員	伊藤 浩	行政書士
	委員	大橋 洋一	学習院大学大学院法務研究科教授・ 法務研究科長
第3部会	部会長(常勤)	戸塚 誠	元総務省総務審議官
	委員	小早川 光郎	成蹊大学法科大学院教授・法務研究 科長
	委員	山田 博	弁護士